

宮崎県と国富町の不妊治療費補助事業



実施主体	国富町		宮崎県
	一般不妊治療	特定不妊治療	特定不妊治療
対象者	<p>①法律上の婚姻をしており、夫もしくは妻のいずれか一方、または双方が申請日の1年以上前から国富町に住民登録をしており、補助を受けた後、継続して1年以上国富町内に住所を有する予定の方</p> <p>②町税等の滞納のない方</p> <p>③夫婦の前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得の合計額が730万円未満の方</p> <p>④医療機関で不妊治療を受けている方</p>	<p>一般不妊治療の①～④に加え、宮崎県特定不妊治療費助成金の給付を受けた方</p>	<p>①夫もしくは妻のいずれか一方、または双方が県内にお住まいで、指定医療機関（県外の医療機関も対象）において医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦</p> <p>②夫婦の前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得の合計額が730万円未満の方</p> <p>③夫婦のいずれかが特定不妊治療に係る費用について宮崎市又は県外の地方公共団体から通算5年間及び1年度目は3回、2年度目以降は2回の助成を受けていないこと</p>
治療内容ごとの補助金額	<p>特定不妊治療以外の不妊治療（人工授精を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療にかかった自己負担分 上限20万円 	<p>1 体外受精または顕微授精</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県の助成額を差し引いた額に対して、1回の治療につき上限10万円 <p>2 男性不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県の助成額を差し引いた額に対して、1回の治療につき上限5万円 	<p>1 体外受精または顕微授精</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回の治療につき上限15万円 ※一部の治療で上限7万5千円 <p>2 男性不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> 1件につき上限5万円 <p>※特定不妊治療助成金の同時申請が必要です。</p> <p>※平成27年4月以降の治療が対象です。</p>
補助回数及び補助期間	<ul style="list-style-type: none"> 最初に治療を開始した月から2年間 回数、年齢の制限はありません。 	<p>1 体外受精または顕微授精</p> <p>【39歳以下の女性】</p> <p>43歳になるまでに通算6回</p> <p>【40歳以上の女性】</p> <p>1年度目は年3回まで、2年度目は年2回まで。平成28年度以降は、平成27年度までに受けた助成回数を通算して、43歳になるまでに通算3回まで。</p> <p>※平成28年度から助成回数が変わります。これまでに受けた助成期間や年齢により助成回数が異なりますので、詳細はお問合せください。</p> <p>2 男性不妊治療</p> <p>体外受精または顕微授精と同時申請になるため、回数や期間は特定不妊治療と同じです。</p> <p>※男性の年齢制限はありません。</p>	
申請先 問合せ	国富町保健センター	(TEL) 75-3553	中央保健所 (TEL) 28-2111